

勸永町内会だより



スマートフォンのカメラでQRコードをスキャンできます

Ⅰ. 定例会報告（7 月 11 日）

Ⅰ.Ⅰ. 各部報告

Ⅰ.Ⅰ.Ⅰ. 会長・副会長報告

- ① 下記の行事が台風の影響により、9 月 13 日に延期となりました。

6 月 27 日	永野連合主催 防災研修会（会長・副会長）
----------	----------------------



連町会（定例会）自体は開催され、港南区から行政が発信している情報について改めて説明がありました。当会は高台であり水害リスクは比較的低い地域ですが、新横浜公園（港北区）では冠水が発生し、上永谷を流れる平戸永谷川でも戸塚区内で避難判断水位に達していました。気象に関する特別情報が発令されている際、各自で行政情報に基づき河川に近づかないという、被害軽減策をとってください。

大雨や台風の際の避難場所や区内の雨量情報はこちらから

風水害時の避難場所 3つの状況を基準に避難場所を開設します	雨量情報（消防局）（外部サイト） 港南区を選択すると区内5カ所の雨量を確認できます	横浜市防災情報ポータル（外部サイト） 様々な災害情報を一括して確認できる災害関連情報の総合ウェブサイトです

- ② 下記日程で、夏祭りが開催されます。

7月25日	下野庭町内会（下野庭公園 16:00～） 美晴台自治会（美晴台公園 17:00～）
8月1日	上永谷町内会・永野連合共催（永野小学校 16:00～）
8月8日	南高台町内会（南高台公園 17:30～）

- ③ 相武山地域フェスティバルについて、6月25日に実施された説明会を受けて検討しましたが、前日の会場設営（教室にある生徒氏名を紙等で隠す作業）による負担増や、ボランティアスタッフ数が流動的であること（出店者から募集するが任意のため）などを踏まえ、本年度は参加を見合わせることにしました。

1.1.2. 会計

7月1日	資源回収奨励金の半分を営繕口座に振替
7月11日	町内会費および募金の集金を実施

1.1.3. 総務部

- ① 町内会館の利用実績
6月は5件の利用がありました。
- ② 会館の定期点検をビッグフットホーム株式会社（本社：戸塚区）に依頼しました。点検では、天袋・天井板にズレがあり、ネズミが侵入した形跡が確認されました。また、町内会館裏に置かれている伐採した枝幹について、シロアリ発生リスクがあるとの指摘を受けたため、処分を行います。なお、網戸の更新については、破損のある事務室のみ実施しました。

1.1.4. 広報部

- ① 各班長さんは、8月1日（土）18時00分～18時25分に町内会館へ回覧と広報誌を取りに来てください。（広報部班長は17時45分集合です）
- ② 町内会加入世帯は、3世帯が退会し、236世帯です。

1.1.5. 防交火部

- ① 第1回 防災訓練内容について
安否確認についてはブロック再編成を行うため、実施内容を変更して8月2日11時から住宅用火災警報器の一斉点検を行います。港南消防署に届出を行っていますので、安心して住宅用火災警報器の警報音を鳴らすことができます。
- ② その他、防災関連

6月22日	東永谷中学校で防災会議の顔合わせ 勸永町内会から7名が防災倉庫の確認等に参加
6月26日	横浜市民防災センターで実施された体験学習に参加

1.1.6. 子供会

- ① 7月25日に夏祭り・花火を予定しています。夏祭りは17時に町内会館へ集合し、花火は19時から実施予定です。
- ② ラジオ体操は、7月21日・24日、8月17日から21日まで、上永谷富士見台自治会と合同で7時30分から実施予定です。



資源回収奨励金

「古紙回収」の収益は、町内会活動運営資金、営繕費として活用させて頂いております。今月の収益は下記のとおりです。

3520 kg × 3 円 = 10560 円

公園清掃

7月4日の勸永公園ボランティア清掃には、14名の方がご参加されました。ご協力ありがとうございました。

次回は **9月5日** (雨天時19日)
8:00~8:30 に実施しています

防犯パトロール

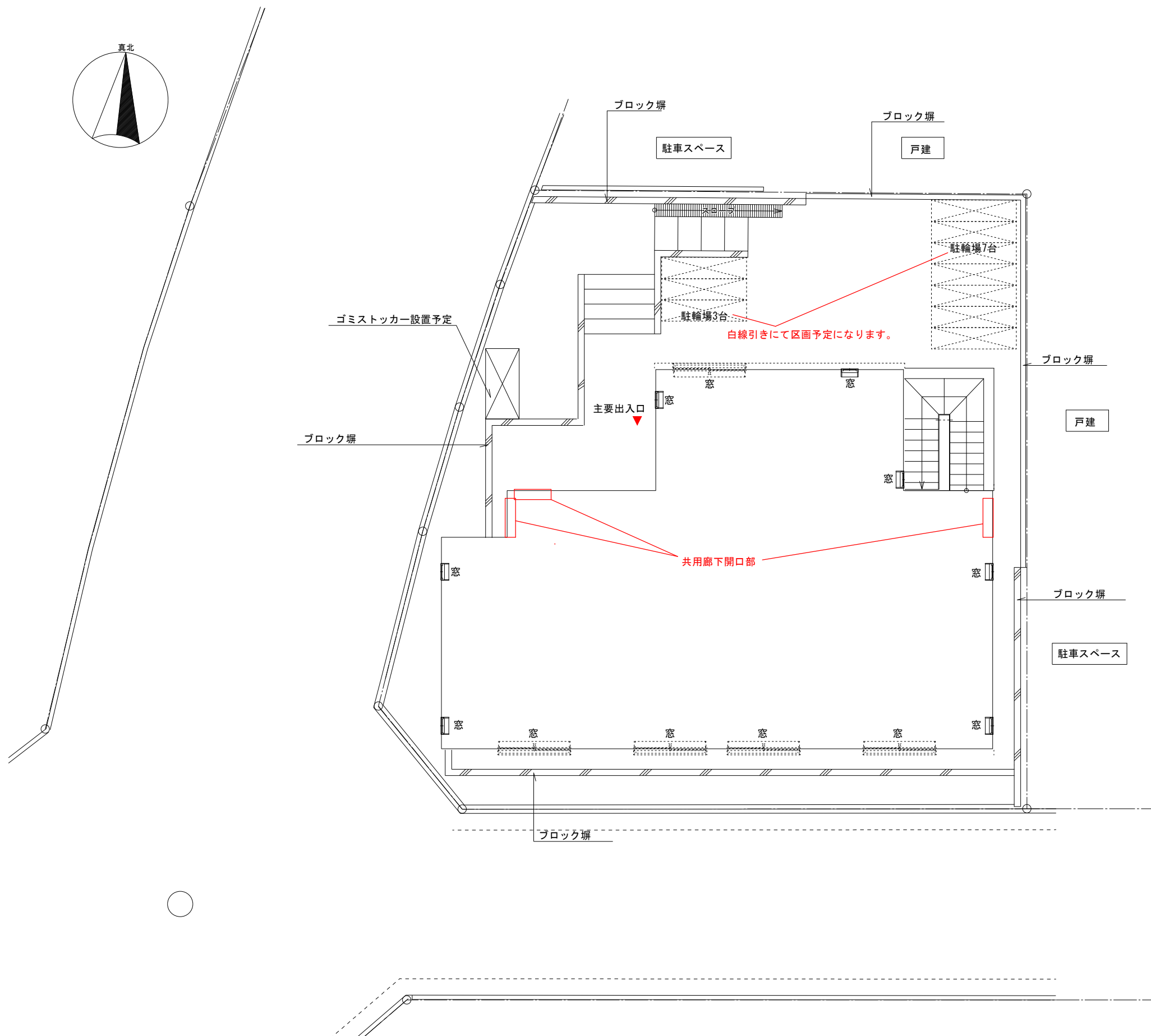
6月21日の防犯パトロールには、10名の方がご参加されました。ご協力ありがとうございました。

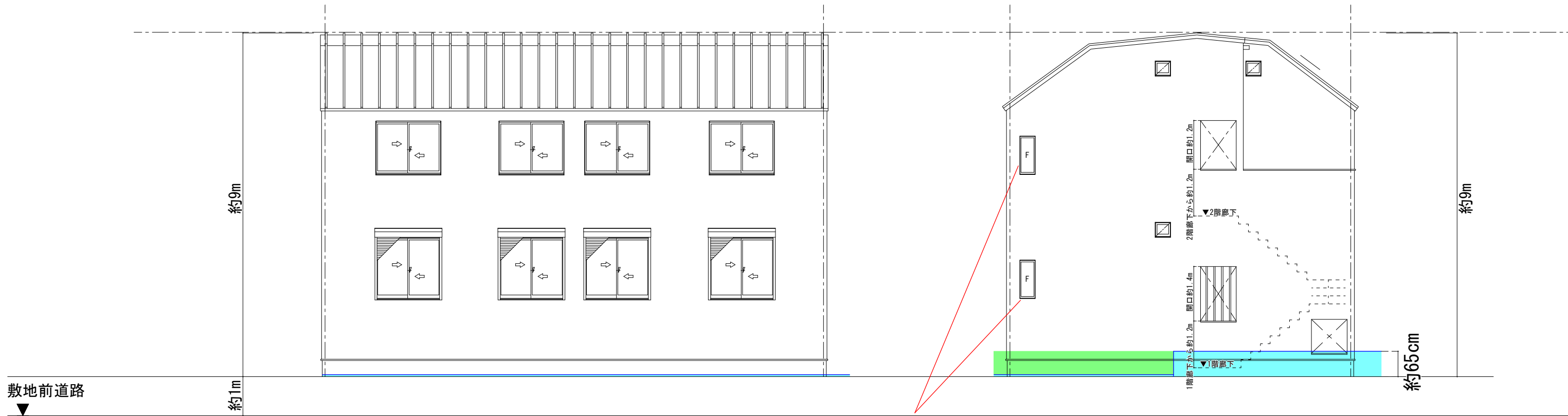
次回は **7月19日**
勸永公園の防災倉庫前に 19:00 集合です

2. 36 番地 ワンルーム建設計画について

6 月 8 日までに会員から寄せられた質問、事業者からの回答の要旨を共有します。

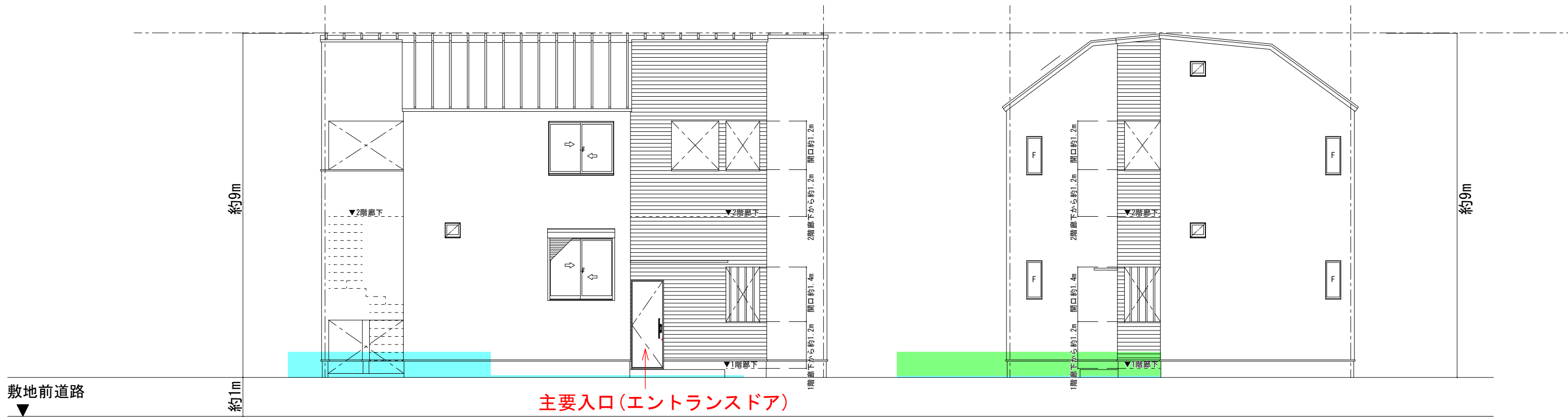
No.	概要	回答
1	この建築は合法か	防火構造・界壁、建蔽率・容積率はいずれも法令基準内で計画し、確認申請手続を進める。
2	誰が最終的に管理・責任を負うのか	管理形式は現時点で未定。基本的な連絡窓口はシノケンファシリティーズ。専有部管理会社が別の場合、入居者対応は当該管理会社が行うが、シノケン側からも対応依頼・周知を行う。管理一本化案は未定のため回答不可。
3	騒音・迷惑・トラブル時の対応は	トラブル等はシノケンファシリティーズへ連絡すれば、関係各所へ連絡の上対応する。連絡自体は 24 時間受付だが、現地対応は原則営業時間内。緊急を要すると判断した場合は現地対応することもある。違法な路上駐車等は警察へ通報する。
4	入居者管理・入替・属性不明の不安	入居者情報、居住者の氏名・連絡先、所有者情報の開示は個人情報保護の観点から不可。専有部管理会社が別の場合、入居者対応は原則その管理会社が行う。
5	騒音禁止・ルール明文化・強制力	契約書への文言変更・追加はできない。22 時以降の設備使用を制限する明確なルールはないが、騒音等を発する行為は契約書上の禁止事項であり、違反時は注意する。ただし賃貸借契約の強制解除は借地借家法等により直ちにはできない。
6	ゴミ置場設置・容量・カラス・段ボール問題	宅地内に住戸数に応じた容量のゴミストッカーを設置予定で、清掃事務所による収集に向け協議中。鍵付きタイプは予定していない。月 3 回程度の巡回点検で敷地内・ストッカー内を確認する。町内会未加入時の段ボール回収は対応を検討する。
7	路上駐車・駐輪あふれ・宅配影響	駐輪スペースは敷地内に設け、近隣意見を反映して位置を変更済み。シノケンファシリティーズ管理の場合、自転車には登録ステッカーを貼付予定。車庫は設置しない。路上駐車は道路交通法遵守が前提で、違反時は警察へ通報する。
8	カメラ・照明・不審者対応・緊急窓口	月 3 回の巡回清掃で現地確認を行う。防犯カメラは主要出入口付近とゴミ置き場が映る位置の計 2 箇所に設置予定だが、具体的位置は未確定。連絡は 24 時間受付、現地対応は原則営業時間内で、緊急時は対応することもある。
9	景観・駐輪・植栽への配慮	景観・地域ブランド低下を防ぐため、駐輪スペースは道路から見えにくい宅地内に確保し、アプローチを道路面より高くして視線を遮る設計。道路沿いの空きスペースには可能な限り植栽を配置し、不審駐輪やゴミ散乱の防止を図る。
10	建物高さ・景観・プライバシー	建物高さ等は添付図面で確認する。近隣意見を反映し駐輪場位置を変更。遮音面では外壁内部に高密度断熱材を充填し、遮音性の高い外装材・気密性の高い窓を選定して、外部への音漏れと内部への騒音侵入を低減する。
11	環境悪化・資産価値低下懸念	シノケンファシリティーズ管理となる場合は、町内会加入の方向で調整・検討する。専有部管理が別会社となる場合は、当該管理会社と町内会で協議して進める。居住者情報の共有は個人情報保護の観点から不可。
12	所有者・転売・開示・通知	現在の土地・建物所有者や施主は個人情報保護の観点から回答不可。売却先、土地・建物を同一人へ売却するか別々か、転売時の通知、居住者情報の通知はいずれも回答・対応不可。
13	管理が将来も維持される保証	管理委託契約への近隣配慮ルールや苦情対応義務の明記、管理会社変更時の承継措置、定期的な意見交換会等には対応できない。ただし、実際に不具合やトラブルが発生した場合は案件ごとに対応する。
14	民泊・用途変更の可否	シノケンファシリティーズが管理に携わっている期間は、民泊での利用を禁止する。
15	説明会を開催するべきでは	説明会の開催予定はない。
16	建設反対・町内会加入・協議開催	建築は進める方針で、撤回はできない。車庫は設置せず、駐輪スペースを敷地内に設ける。ゴミストッカーは宅地内に住戸数に応じた容量で設置予定。町内会加入は管理形態に応じて調整・協議となる。





南立面図

東立面図



北立面図

西立面図

- ・・・ブロック塀
- ・・・メッシュフェンス

古紙回収について

日頃より「古紙回収」にご協力いただきありがとうございます。

収益は、町内会活動運営資金の一部に充てさせていただいております。

回収日程

第1火曜日				第3火曜日			
7	月	7	日	7	月	21	日
8	月	4	日	8	月	18	日
9	月	1	日	9	月	15	日

- 出す所：各ごみ集積所

回収品

古紙	新聞紙・チラシ・雑誌・段ボール・包装紙・メモ紙・ダイレクトメール・牛乳パック（裏アルミ貼り以外）・空き箱（箱は潰してください）・封筒（ビニール窓は取ってください）
古布・古着 （雨天中止）	濡れてしまうとリサイクルできなくなるため、 <u>雨天の場合は古布・古着の回収はありません。</u>

- テープやビニールが貼られている部分は「燃えるごみ」にしましょう
- 段ボールは袋に入れず、ビニール紐等で縛ってください

回収できない物

百科事典のように布・皮・ビニールで覆われた本、感熱紙、ビニール製の物、マットレス、カーペット、木材、布団など（綿の入ったもの）等

回収業者

回収業者は『（有）日本開発』です。

他の業者が回収しているところを見かけられた場合は、役員までご一報ください。（その際に、車のナンバーなどが分かれば教えてください。）

回収漏れの場合

午後6時を過ぎても古紙が残っている場合は、役員より回収業者へ回収するよう伝えますので、ごみ集積所の場所を保健体育部 元井までご一報ください。

勸永町内会の皆様へ（各世帯 一部お取りください）

8月 2日(日)の 11時 00分～ 住宅用火災警報器の一斉点検を行います

住宅用火災警報器の設置が義務付けられてから今年で15年になります。
警報器本体の寿命は約10年です。古くなるとセンサー等の寿命により火災を感知しなくなることがあります。定期的に点検をして、いざという時に備えましょう！

<点検方法>



<確認用フローチャート>



台所・寝室・(寝室が2階以上の場合)階段に住宅用火災警報器が設置されている

全て設置済

一部設置済

設置されていない

設置から10年経過

している

していない

点検の結果すべて動作良好

はい

いいえ

定期的な点検と適正な
維持管理を継続しましょう

早急に本体を
交換しましょう

未設置部分に
設置しましょう

早急に設置
しましょう